

平成27年6月

# 太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成27年6月12日（金）

福岡県太宰府市議会

## 1 議 事 日 程

〔平成27年第2回（6月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成27年6月12日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第51号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第52号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小  畠  真由美  議員	副委員長	藤  井  雅  之  議員
委員	陶  山  良  尚  議員	委員	笠  利  毅  議員
”	木  村  彰  人  議員	”	船  越  隆  之  議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

地域健康部長	友  田  浩	市民福祉部長	中  島  俊  二
地域づくり課長	藤  田  彰	市民課長	行  武  佐  江
人権政策課長	福  嶋  浩	福祉課長	阿  部  宏  亮
元気づくり課長	井  浦  真須己	保育児童課長	中  島  康  秀
文化学習課長	木  村  幸代志	介護保険課長	平  田  良  富
スポーツ課長	大  塚  源之進	国保年金課長	高  原  清
生活環境課長	田  中  縁		

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	今  泉  憲  治	議事課長	花  田  善  祐
書  記	力  丸  克  弥		

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第51号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第51号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 議案第51号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

資料は、議案書の36、37ページ。新旧対照表8から10ページになります。

この条例の改正は、次の2点の理由によります。

まず1点は、平成27年7月から、現在建設中の体育複合施設用地内にある太宰府市地域包括支援センターが、いきいき情報センターの1階に移転することになっております。よって、その旨を条例にうたいこむことが必要となりました。

また2点目に、いきいき情報センター2階にありました子育て支援センターが、本年4月に開所した総合子育て支援施設内に移転したことにより、その空いた部屋を研修室として新しく貸出するようにしております。よって、その部屋に使用料の設定を行うことが必要となりました。

以上の2点の理由により条例改正を行うものです。

具体的には、新旧対照表の8、9ページの右側のほうに改正案に下線を引いております。これが地域包括支援センターに係る内容で、条例の第1条から第8条に追加するようになります。

また新旧対照表10ページに、別表第1で地域包括支援センターの分を書き加えております。これが地域包括支援センターの関係部分をうたいこむ内容になります。それと旧子育て支援センターがあった部屋を「214・研修室5」として、別表第2に載せておりますが、1時間当たりの単価540円として、使用料の設定を行うものを追加しております。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 第3条のところなんですけれども、地域包括支援センターが、いきいき情

報センターに移ることによって、条例上で、ここここにセンターが置かれるというのが入るわけですが、前の話を聞くことになるのですけれども、今ある場所にあった時は、何か別の条例で地域包括支援センターは、ここここにという条例上の位置づけはあったのですか。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 現在の看護学校跡地にありますところは、市の建物の中に入っておりますけれども、特に条例で定めというのはございませんでした。

今回、いきいき情報センターに入ることによりまして、いきいき情報センターというのは設置条例がございますので、その中に今回の包括支援センターの業務というのを入っております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 引き続き、似たようなことなんですけれども、議案を読んだ時に子育て支援センターが移ったことは、それが研修室になるということは、すでに聞いていたのですけれども、子育て支援センターが、いきいき情報センターにあった時は、入っていたんですか。その子育て支援センターのなんていうのでしょうか、条例の中に。

ぱっと見たところなかったような記憶があるものですから。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 笠利委員おっしゃるとおりですね、子育て支援センターがいきいき情報センターの中に入っている時にはですね、実は設置条例というのを設けてなかったということがあります。ですから、今回、新たに新設といいますか、総合施設の中で子育て支援センターの設置といいますか、そういうを行いますということで、新たにさせていただいたんですけれども、今までは、いきいき情報センターの中にある時には、設置条例がなかったというのが現状でございます。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 本来は書いておくべきだったというふうに考えておけばいいということですか。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 私もいきさつが、よくわからなかったものですから、なかったというのは事実でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにございませんか。

木村委員

○委員（木村彰人委員） 地域包括支援センターが移るということなんですけれども、そもそも、太宰府いきいき情報センターができた当初というのは、文化情報センターと生涯学習センターからスタートしたと思うんですよ。その後に保健センターがついて、NPOボランティア支援センターがついてと、ずっと追加されてきたんです。

今回も地域包括支援センターが移るということで、機能的にはあそこに行くんですけれども

も、条例的にずっと足していく形でいいのかなと、一番最初の第1条の目的のところにつけ加えるような形で、「高齢者の福祉」というのが入るんですけども、本来のいきいき情報センターの目的というところから変わっていつてますんでね、今回動かすのは、地域包括支援センターということで、目的としては、組織としても大きいものなので、条例にこれを足すというのは、ちょっと問題はないのかなと思ひまして、逆に別立てで地域包括支援センターの設置条例を立てなければいけないのかなと思ひまして、そこら辺をお伺ひしたいんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 今、ご指摘のとおりですね、本来だったら、それぞれに設置条例を単独で作るのかなというのも内部では話はあっております。

いきいき情報センターの条例の中にいろんな施設の設置条例を入れ込んだような形になるので、ちょっとその辺は法制のほうとも今後協議はしたいと思ひます。

いろんな施設の条例を一つに入れてしまったような形になるので、別にしたほうがいいのかという意見もございます。

○委員長（小島真由美委員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 以前、保健センターにいたものですから。

あそこの建物自体が、いきいき情報センターとなっておりますから、保健センターがはいる時も、このいきいき情報センター設置条例の中に入れたという経緯があります。それで全体の建物の中にそういう機能を一つづつ入れていくということで、今回の設置条例の改正をさせていただいているということでございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） わかったんですけど、この条例の中でですね、ずっと、つらつらと読んでいくと指定管理者の条項があるんですけども、指定管理者といたら、それこそ、いきいき情報センターの当初の文化情報センターとか、生涯学習センターのあそこの窓口とかを、今、指定管理者になってるんですかね、そうかと思うんですけど、条例上不整合なところがなければと思うのですが、そこらあたりは大丈夫でしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 今、現在指定管理者としては、おっしゃるとおり文化情報センター、生涯学習センターの部分になるんですよ、その辺は第12条のところであたいこんでおるところなんですけど・・・

一応、その旨を条例の中にうたいこんでいるところです。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 指定管理者の行う業務というところで、いきいき情報センターの設置、維持管理に関する事ということで、ある程度業務が限定して書いてあるので、保健センターとか地域包括支援センターとかの・・・これは、あくまで建物の管理ということですかね。

意外とこれを読むと、そんなに不整合はないような気もするんですけども、私も法制的に詳し

くないんで、条例的に不整合とか不備があっちはいけないかなと思ってお尋ねしてるんですよ。

私も、どこかが悪いとか具体的にわからないところなんですけど、そこら辺をしっかりと抑えていただきたいと。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 不整合はないようには、随時修正を行っているところですが、今一度確認はしておきたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。今回の常任委員会の議案としては、少し膨らんできていますので、全体的な条例に係ってきますので、検討事項ということで一般質問等でよろしいですか。

（木村委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 同じことを別の形で聞くことになるのかもしれませんが、もう一つ気になったところがありまして、第7条ですか、入場を不相当と認めるうんぬんとありますけれども、これ今回、文化情報センターと生涯学習センターと同じ扱いになっていて、NPOボランティア支援センターに関しては別になってますよね。どこで、この二つを区別しているのかを教えてくださいいただきたいんですけども。

第7条で、市長は、文化情報センター、生涯学習センター、下線で地域包括支援センター及び駐車場の使用に際し、使用することが不相当と認めた場合は、許可を取り消し、使用を制限し、又は退場を命ずることができる。

同じようなことが4項にも書かれてありますけれども、もともとある5項のところ、NPO・ボランティア支援センター入場に際し、規則に定めるものに対し、まあ、規則で定めるところが違うのですけれども、入場を拒み、又は退場を命じることができると、要するに同じような事でも2つの基準があるわけですけども、どこで区別をしているのかというのを教えてくださいいただきたい。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 7条のところですね、言葉としては、1項は文化情報センター、生涯学習センター、地域包括支援センター、駐車場の使用ということで、うたっております。5項のほうは入場ということで分けておるところでございます。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） そうすると、5項のほうの規則そのものは読んでいないんですけども、別途規則があると思うんですけども、今の文化情報センター、生涯学習センター、地域包括支援センター及び駐車場には、規則なしで許可取り消しうんぬんとかがありえるんですけども、NPO・ボランティア支援センターには規則で定める必要があるということですよ。拒むにあ

たっては。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） そうですね、規則で別に定めてあるということですね。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 私が聞きたかった、疑問に思ったのは、なぜ、そちらだけ別途規則で定めなければならないと判断して、こういう条例になっているかを知りたかった。

○委員長（小島真由美委員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） NPO・ボランティア支援センターに関しましては、規則が定められていますので、そちらの規則の中で、まず運用されるものであると、ですから、この入場に関しましては、このNPO・ボランティア支援センターの規則が優先されるということで、この4項についてはうたっていたということです。

ですから、こちらは規則に沿った入場ということになりますので、別項で定めているとご理解いただきたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） それはわかるんですけども、なぜ、その区別を・・・要するに同じ建物にあるセンターに2種類設けてるとうことですね。規則で入場そのものを定めなければならないNPO・ボランティア支援センターと使用に関して、規則を定める必要がない文化情報センター、生涯学習センター、今回の地域包括支援センター、扱いが別になってますよね。なぜ、扱いを別にする必要があるのかというのが、わからないのでそれをお聞きしているのです。

形の上では、今お聞きしたとおり、そのとおりなんで、この条文は。ただ、なぜそのようにしているのかというのがわからない。

○委員長（小島真由美委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 調査をしたいので、暫時休憩いただけませんか。

○委員長（小島真由美委員） それでは暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午前10時26分

○委員長（小島真由美委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） まず、使用の部分に関しましては、不特定多数の人が出入りする箇所するということで、当時、ここに挙げているのではないかと。

5項の入場という部分については、特定の方々が利用ということで、挙げたのではないかと、推測ですが、分けたのではないかと。

ただ、地域包括支援センターが両方に絡んできますので、これがおかしいのであれば、今回は、一度これで上程させていただき、今後、不適当な場所があれば、修正を考えるということ

で、よろしいでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 今、議員さんが、いろいろ言われてる分も含めまして、このいきいき情報センター条例につきまして、全般的な関係を法制担当の部局と打ち合わせさせていただいて、将来に向けて整備していきっていくということで、今回は整理させていただきたいと思いますが。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） それで構わないんですけども、だとすると、先ほど木村議員のほうからも、別途条例にしたほうがいいのではないということもありましたけれども、いくつか性質の異なるものが一つにまとまっているのが原因の一つではないかと思うので、そこも併せて考えていかれたらいいのではないかなと思います。

○委員長（小島真由美委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 今、笠利委員が言われたように、先ほどの木村委員のご意見もありますので、これをどういうふうな形にするかというところから調整をさせていただきたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） それではこの件は、法制担当の所管と全体的な見直しをはかるというような経緯の中でご理解いただいて、両委員よろしいでしょうか。進めさせてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 研修室に関してなんですけれども、あそこの部屋は、私の記憶だと以前はガラス張りであったと思うのですけれども、研修室に今回変えるということなんですけれども、そのままガラス張りの状態のまま研修室に変えるということでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 今のところは、上のほうはガラス張りですね。そのまんまの状態で開催するように予定しております。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） ちょっと、ガラス張りのまま使われるという部分では、気になるのは研修室を使われる方のプライバシーといいますかね、そういう保護の部分から言えば、ほかの研修室はガラス張りじゃなくて、きちんと壁になってますけれども、正直、使い勝手がその部分から見ると悪いのかなと思うのですけれども、取り急ぎの課題としてですね、ガラス張りのガラスを全部ぶち抜いて壁にするというのは一定の修繕等が必要になってきて難しいというのは理解しますけれども、なんですかね、ガラスにフィルムを貼るとかですね、そういった部分の対応等は取り急ぎ必要にならないと、なかなか研修室は作ったけども、あそこの部屋だけ使い勝手が悪くて埋

まらないというか、使用されないということを懸念されるですけども、そういった点はいかがお考えでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 費用的な面もありますので、とりあえず最低限の中だけ綺麗にして外については今の現状で開放するようにはしておりますが、おっしゃるとおり、外から丸見えといえますか、利用者からもそういった声が上がってくる可能性はありますので、今後、その辺、どういった形にするかは見直ししていきたいと思えます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

（藤井副委員長「はい」と呼ぶ）

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第51号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第52号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第2、議案第52号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目については、同時に説明をお願いしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目については、歳出の中で説明をお願いいたします。

それでは、補正予算書12、13ページをお開きください。

2款2項5目、地域づくり推進費の地域コミュニティ推進費について、説明を求めます。  
地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） 2款総務費、2項企画費、5目地域コミュニティ推進費の中の311、地域づくり推進費でございます。

報酬39万6,000円、旅費、費用弁償12万3,000円、委託料150万円につきまして、ご説明いたします。

これは、自治基本条例、仮称でございますが制定にかかる審議会開催費用でございます。

市民の皆様によって構成されました「まちづくり市民会議」が取りまとめた「自治基本条例に盛り込むべき素材」をもとに、平成25年10月の第4回審議会から平成27年3月までの間で19回の集中審議が行われましたが、熱心に審議をいただいていることもあり、計画しておりました本年3月までの答申には至りませんでした。

本条例は、地域の实情に合った独自性のある自治体運営が求められるようになってきている中で、「自分たちの地域の課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向けて行動する」という、本来あるべき自治の姿に向け、本市が目指す自治の理念や、それを推進するための基本的なルールを定めるために必要であると考えます。そのためにも、このまま終了する訳にも参りませんので、現在の審議委員の任期である本年10月末の答申を目指して、審議会を再開したいと考えております。

本年度は6回の審議会開催を計画いたしております。

まず、報酬39万6,000円の補正についてでございます。12名の委員で、6回開催分を計上いたしております。

次に、旅費12万3,000円の補正でございます。市外の学識経験者2名と市内の委員10名分の費用弁償を計上いたしております。

次に委託料150万円の補正でございます。昨年同様、会議録の作成業務や各種資料の収集分析等を委託したいと考えております。

次の負担金、補助金及び交付金240万円の補正についてご説明いたします。

これは、財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業にかかる補助対象額でございます。

この事業は100パーセント補助事業で、先日6つの自治会から補助申請がなされ、本年4月に水城ヶ丘区自治会が採択されましたため、240万円の助成額を補正計上するものです。

事業内容につきましては、夏祭り等イベントで使用するステージ等の物品購入でございます。

関連がございますので、歳入につきまして、8、9ページ、20款諸収入、4項雑入、1目雑

入、1節雑入、総務費雑入240万円、この同額を経営企画課の補正により計上いたしております。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 委託料のところについてお聞きしたいんですけども、前年の予算、決算と、この部分見てないのでお尋ねするんですけど、今回6月から10月までですか、6回分ということですね、去年は1年間やっていたんですけども、1年間の業務委託料とはいくらだったんでしょう。

○委員長（小島真由美委員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） 去年の業務委託料は、委託料単体でいきますと、209万5,200円でございます。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 回数に応じて費用が決まると考えてよろしいんですか。開催回数に応じて。

○委員長（小島真由美委員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） もちろん回数によって、作成する資料、会議記録等がございますので、その分は回数に応じて変わってきますけれども、集める資料、今後の打ち合わせ等、いろんな所管で資料等のもございますので、一概に回数と金額は比例しないというふうに考えております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 自治基本条例に関してですけども、任期が10月までということでございますけれども、これは10月を目標にという形ですけども、大体、その辺で目途が立っているのかどうかと併せてですね、今後の計画ですけども、10月に終わって、その後に市民に対してパブコメ等をする予定はあるのかということ。それと併せて会議録についてでございますけども、会議録は随時ホームページ等に上がっているのかどうか、その辺お聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） 今後の進め方でございますが、この6回のうち最終答申は、市長のほうに答申していくことになると思いますけど、その分含めて6回を計上しております。

現在、全文28条まで作るようにしております、28条までの審議は既に完了しております。残る6回につきましては、市民からの意見、これは審議会がパブリックコメント的なものを行いました内容ですね、時期的に間に合いませんでしたので、パブリックコメント的なものの確認を12条までは行うという内容、また残りにつきましては未審議でしたので全文の審議、最後に市民の定義、文言の定義を最後に1回やるということ、あと全体の見直しをして完了をするという予

定にしております。

重大な審議については基本的に終わっていると、残りの重たいものは全文のみということでございますので、6回の中で十分に対応できると考えております。また、10月の答申を受けまして、市長以下で構成します、「まちづくり推進本部」という組織がございますが、そういうものを活用しながら、内部協議を行い、パブリックコメント、及び住民説明会等を行って、議会の上程に向けていきたいということは考えておりますが、上程等につきましては最終的には市長の判断を仰ぐことになろうかと思えます。

会議録でございますが、すべての会議録は用意しておりますけれども、議論が白熱する中で、なかなか会議録全文100パーセント載せると、非常に言葉的に難しい部分がありまして、割愛する部分等がございます。その辺で一定整理がついておりませんので、会議録全部は作っておりますけれども、まだ公開するには至っていないというのが現状です。要点だけを載せてホームページには掲載いたしております。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 別に回答は入りませんが、市民に係ってくる分の自治基本条例ですので、実際に市民がどれだけですね、条例が制定されるのかということを知らないと思うんですよ、審議会が一応あっているということも含めて、今後、幅広く市民に対して、こういう条例ができれば、こういう形でまちになる、変わるということも含めて、その辺のアピールというか、いろんな情報提案、情報公開していただければですね、なかなか市民の方も、市民の側から、忙しい方も仕事される方もいろいろ居ますので、知らないところで決まるというのがいけないと思うので、その辺の市民との関わりを幅広く持っていて、そういう過程を経て制定していただければ、ありがたいなと思ってますので、その辺をよろしくお願いします。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑ありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 私、聞き損ったのかもしれませんが、今回13節委託料で、自治基本条例（仮称）制定に係る業務委託料として150万円上がってます。当初予算でも自治基本条例（仮称）制定に係る業務委託料として130万円上がってるんですけど、この2つの業務の違いをお願いします。

○委員長（小島真由美委員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） 今回、補正を致しますのは審議会の再開する費用でございます。

当初上げております予算は、本来であれば当初予算に計上している時点では終わっているという前提で予算を計上しておりますから、答申を受けた後、市民講演会とか、パブリックコメント、あとは逐条解説、この辺の予算を当初予算に計上していたところでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑は終わります。

次に14、15ページ。

3款1項1目、社会福祉総務費の社会福祉協議会関係費について、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 3款1項1目社会福祉総務費、細目42の社会福祉協議会関係費についてご説明いたします。

19節負担金、補助及び交付金の社会福祉協議会運営費補助金であります。本件につきましては、今年度の当初予算策定の編成時期に、社会福祉協議会の事務局の職員体制が未確定でありましたことから、人件費部分については暫定予算として編成して計上いたしておりました。

今回、既に新年度がスタートしておりますが、職員体制が確定しましたことにより、生じました不足分193万9,000円を補正予算として計上いたすものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 具体的に、どういうふうに職員体制が変わったのかを教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 事務局の職員につきましては、昨年度は13名おられたんですが、その内の1名につきましては退職をされて、引き続き再雇用という形になっております。

それから、それに代わりまして1名退職となっておりますから、1名新規採用職員を採用しております。これまで嘱託職員が1名おられたんですが、その分については、嘱託職員については雇用しないという形で、数字的には今年度についても同様に13名となっております。事務局長が1名ですね、これは昨年度も今年度も同じでございます。

それから正職員が9名、これも一緒でございます。それに26年度は嘱託が1名いましたけれども、これが結果として退職された方の再雇用という形で1に入れ替わっております。それから臨時職員が2名、これは26年も27年も一緒でございまして、合計13名ずつということでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑は終わります。

次に、3款1項2目老人福祉費の老人福祉センター管理運営費について、説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 3款1項2目、老人福祉費、細目番号020、老人福祉センター管理運営費2,800万円について、ご説明申しあげます。

太宰府市老人福祉センターは、昭和51年に建設されまして約38年を経過しております。施設の老朽化が進み施設全般にわたり改修が必要な状態となっております。

今回、計上させて頂いております改修費用は、館内の空調システムとお風呂の給湯ボイラー及び、お湯の循環器を中心的に改修する費用を計上させて頂いております。

館内の空調機器は、約23年経過しているため、数年前から度々故障が起こっており、替えの部品がなかなか見つからなく苦慮しておる状況でございます。

また、施設利用者の皆様が楽しみにしてあります、お風呂の給湯ボイラーが、耐用年数を超過しまして、修理の際の部品調達が困難な状態になっておりますと共に、お風呂の循環システムも不調でございます。

以上のことから、今回、臨時工事費2,600万円と工事設計管理等委託料200万円を計上させて頂きました。

財源につきましては、補正予算書8ページ、9ページ、歳入の欄の3枠目でございます。

18款1項1目基金繰入金、1節公共施設整備基金繰入金で、歳出と同額の2,800万円に対応しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 今、ご説明があったとおりですね、38年間も、かなり古い、30年も越したら施設はかなり傷んでいく中で、この施設なんですけれども、主にお風呂を中心に2階に和室、広間があってことなんですけれども、私も見たんですけど、かなり古い。古いということもあって、利用状況が気になるところなんですけど、利用者のほうなんですけども、これがほとんど60歳以上しか使えないというルールがあるようですね、現況のほうも私が行ったのが夕方という微妙な時間帯だったんでね、人もいらっしゃらなかったんですけどもね、中・長期的にみてですね、この施設をどのように運営していかれるのかお聞きしたいんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 今、ご指摘がありましたように、利用状況としましては、平成26年で、年間で1万7,684人、開館日からしますと1日60人余りでございます。

おっしゃられますように、施設が相当老朽化しておりまして、担当課としては建て替え等をずっと要望しております。ただ、なかなか建て替えの場所とか、費用的なものもありませんので、延命として今回、特に不調がありますエアコンとかボイラーについて計上させていただいております。

今後の方針としまして、私ども福祉部門としますと、老人福祉センターだけではなく、あの一帯、ルミナスとかも相当古うございます。そういうところのちょっと絵を書いて、今後検討していきたいというようなものがございます。

老人福祉センター自体も、そのものの存続が必要なのかというのも検討も致しました。筑紫地区を見ますと、相当活性化して利用してあります。そういうことで楽しみにしてある老人福祉セ

ンターですから、老人福祉センターの継続はそのままという方針で考えておりますけれども、将来は建て替えというのは視野に入れて考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 年間1万人の利用者があるということなんですけど、これは地域的な利用者って言う・・・分析とかわかるでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 実際ですね、地域の分析とかできていないというのが現状なんですけども、あそこは社会福祉協議会のほうに指定管理していただいて、大体常連さんが多いんですけども、私も近くの方だけかと思ったら、あっちこっち市内各地から来られてるという状況で、細かい分析は、入場の際にどこからこられたとかはやってないものですからわかりませんが、あの近くの方だけではないとお話は聞いております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 関連して、今、課長さんから、あそここの狭い地域だけに限ったわけではないということ、前の答弁からも、ルミナスも含めたということで、複合施設という感じですよ、そういう構想もあると、これ中々、今の老人の方も大分価値観も変わってきていて、昔だったら温泉とカラオケセットという僕もイメージがあります。今の老人の方は大分変わってきたかなと思います。だから逆にお風呂というのは民間のサービスを視野に入れたところで複合施設も含めて構想を練って見たら面白いんじゃないか思います。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 今、委員がおっしゃったとおり、実はお風呂、すごく楽しみにしているということで、太宰府市にはグランティアさんがありますので、グランティアさんに行って支配人の方とか、いろいろお話をしました。でも、なかなか利用について金額とか、そういう面で折り合いがつかなくてですね、グランティアさんを代わりに使うとかできない状況になっておりますが、委員の今、ご提案があったように、いろいろな方向で、今までの老人福祉センターじゃない、新しい老人福祉センターですかね、そういう施設というのを視野に入れて、今後考えていきたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 実は、以前の議会のほうからも、この老人福祉センターの老朽化について、ご質問いただいております。それで市の内部で、先ほど課長も言いましたように、検討しようということで、そういう意味で当初予算に上げずに一定時間をかけて、今後老人福祉センター、あの一带を含めてどうするのかということを考えようということで、一定時間いただいて検討させていただきました。

それで、先ほど課長が言いましたよう検討を加えた結果ですね、当面現状の老人福祉センターを一定のお金をかけて改修させていただいて存続して、今後も問題として、あの一帯を福祉ゾーンということも考えておりますので、そういったことも考えながら進めていきたいと、今回補正をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） 空調工事とかが絡んでいるみたいですが、この空調に関してはガスなのか電気なのか、太宰府市全体ですね、今後エアコン設置ということで、小学校のエアコン設置ということでガスにするとあってありましたけども、要するにガスのほうがランニングコスト安いということであってありましたけれども、この施設に関しても同じくガス工事でされるわけですかね。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 今、委員ご指摘のとおり、予算要求をする時にですね、電気とガスと両方で見積もりを取ってみました。

結論から言いますと、まだ決まっておりません。

最終的に設計してということになりますけれども、やはり設置に関して見積もりではですね、ガスのほうが高くなるみたいな見積もりがでております。ただ、ランニングコストとか考えながら、どういうふうにしていったらいいのかというのを設計の中で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） ランニングコストの件もありますけども、中学校の場合も一言言ったのですが、ガスの場合はかなりの室外機のスペースがいるわけですね、場所的な問題によって、ほかのことで、その施設を利用される方にいろんな障害がないものかということまで考えていただきたいということと、2,800万の内のガス工事に関して、どれぐらい費用がかかっているのかなと、空調工事に関して、どれだけ費用がかかっているのかなというのが一つお聞きしたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 今、おっしゃいましたように私どもも聞くと、やはり空調機が大きいというのは聞いております。その辺を含めて考えていこうということでやってるんですけども、あと費用の面、2,600万の内訳ですけども、大体空調システムで電気になるかガスになるかわかりませんが、約1,200万、大体半分、半分ぐらいと考えております。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） 1,200万ぐらいかかるということではですよ、残りの1,400万で中のボイラー関係と中の浴槽を扱うということができてきますよね、それでできるんですかね。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） どこまでできるかというのは、これは公共施設の中で配分されたもので、やっとうちのほうも配分されたんですけど、あとの半分と言っていいのか、細かい数字は出せませんが、給湯ボイラーと循環器、これが結構、お金がかかるみたいですけど、見積もりの段階では、これできりぎりかなというような見積もりになっております。

実際には入札して、少し金額は落ちと思っておりますけど、そこまではできるという形で計上させていただいております。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） ボイラーを使うということは、灯油を使いますよね。灯油ボイラーでいくんですかね、このボイラーに関しては。そうしたら経費がかかりますよね、それだけ、先々。

ボイラーにやりかえるにしても、灯油に変えるのか、ガスに変えるのか。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） まだ、そこら辺までは詳細には決まっております。そこも全て含めて設計の中で考えていくと、一番最良な方法を考えるということで考えております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 今、指定管理者の社会福祉協議会ということも答弁の中にありましてけれども、この老朽化している老人福祉センターの修繕等に当たって当然指定管理者側からも、修繕箇所の要望とか上がってくる形で、こういう部分対応されてると思うんですけども、今回は空調とボイラーと循環器、それは必要性は認めますけども、ここ以外もあると思うんですけども、様々、壁が剥がれ落ちているとか聞いたりしているんですけども、そういった優先順位というのがどういふふうになっているのかも、指定管理者から上がってきたのを全部受けて、それを市役所内部で予算査定等があつて、今回はこういう形になっているのか、それとも、指定管理者側と事前に協議をした上で、今回はこの3つでいきましょうという形で提案されているのか、その辺はどういう形で今回上がったんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 確かにですね、老朽箇所、常に指定管理者の社会福祉協議会と話をしております。現場を一番よく知っておりますので。

今回、エアコン空調がなくなると、高齢者の方、ない中での管理運営はできないということで、優先順位は高いと。それとお風呂の利用がなければ、あそこに意味はないと言われる方もたくさんいらっしゃると思います。ほとんどの入館者の方が入浴されているということで、それを優先順位を先にあげました。

おっしゃるように、あちこち老朽化している部分は社協と打ち合わせをしてリスト的な物を作っております。その中で優先順位を決めております。

あとは、ほかに内装外装、それから一部では雨漏りとかもございます。そういうところもこれ

から予算要求をしながらですね、優先順位をつけてやっていくと、もちろん社協のほうとよく話し合いながらやっていっているというような状況です。

**委員長（小島真由美委員）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（小島真由美委員）** これで質疑は終わります。

次に、16、17ページ。

10款1項2目事務局費の太宰府市文化スポーツ振興財団関係費、及び、18、19ページの10款4項1目社会教育総務費の文化芸術振興費について、説明を求めます。

文化学習課長。

**○文化学習課長（木村幸代志）** まず、16、17ページ、10款1項5目、160の太宰府市文化スポーツ振興財団関係費、19節の振興財団補助金447万3,000円について、ご説明させていただきます。

この補正予算は、いわゆる、公益法人太宰府市文化スポーツ振興財団への補助金を、当初予算で2,450万円計上していたものに、今回の補正予算で447万3,000円増額するものであります。

その理由としましては人件費になりますが、今後の文化芸術事業の振興のため、コーディネーターを嘱託職員として新たに配置するものによります。専門的ノウハウを持つコーディネーターの配置により、自主事業等の拡充を図っていきたいと考えております。

それと、財団事務局の事務局長の勤務日数が週4日から週5日へ変更による増、指定管理者として市から委任を受けた施設の増による事務量の増に対応できるよう、事務局のパート、嘱託職員の勤務日数を増やすものによるものです。

以上、人件費として447万3,000円分を補助金として増額要求するものであります。

続きまして、18、19ページ、10款4項1目、160の文化芸術振興費関連の35万円について、ご説明させていただきます。

この補正予算は、今年はじめになりますが、自衛隊のほうに音楽祭の開催を申請しておりました。その旨が自衛隊のほうから開催決定をいただいたところによるものです。

航空自衛隊、西部航空音楽隊による「ふれあいコンサート in 太宰府」として、本年9月19日、土曜日に、プラムカルコア太宰府、太宰府中央公民館で開催することが決定したことによる関連予算を計上したものです。

出演料自体は無料なんですけど、コンサート開催に関する経費、司会者謝礼として4万円、消耗品1万1,000円、食糧費というのは出演いただく自衛隊関係者の昼食代、それから印刷製本費18万5,000円というのは、ポスター、パンフレット等になります。それと舞台操作委託料ということで、当日の舞台操作を専門業者に委託しますので、その委託料。とうことで、併せて35万円を市のほうで負担するものでございます。

以上、文化芸術振興関連費の35万円の説明でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**○委員長（小島真由美委員）** 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） コーディネーターについて、もう1回詳しくご説明いただきたいんですけど。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 今、財団の事務局には市から行っている職員と、通常の嘱託、パートさんがおられるんですが、今、財団でもいきいき情報センターを中心に自主事業をやられているんですが、そういった事業等のノウハウを持った方、特に今後は財団でもプラムカルコアのホールを使っているような事業をやっていきいたいと考えております。それで、ホールの運営とか、そういったものについて、例えば、なにか催しを呼んで人を呼び込むために、そういった実務経験がある方を嘱託職員として雇用したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） かなり専門的な経験がいるようではすけれども、採用に当たっては何か資格とか実務経験とか、これがなくてはいけないとか条件とか、結構しっかりした人が入らないと、普通の人ではできない仕事だと思いますので、そこら辺をお願いします。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 資格というのは特に想定はしてないようですが、現実的には、おっしゃるとおり経験がある方ではないと、即戦力にならないので、よそのホールとかで結構長年勤務されてある方とか、そういった方を引っ張ってこようかと考えてあるようです。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今のことにすることなんですけれども、人件費だということで、残りの事務局長さんと事務員さんの時間が増えるという話でしたっけ、具体的にどのような事務が増えるのが想定されているのかということと、別のほうですけれども、航空自衛隊のコンサートのことで、私、これ開かれることはどこかで聞いたことがあるんですけども、これから主だった宣伝活動をされるということで今回の補正があがったと理解してよろしいでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） まず、447万3,000円については、一つはコーディネーター、あと事務局長が週4日勤務を週5日勤務にする分の増と、あとはパートタイマー、嘱託さんの事務とかで例えば財団のほうで指定管理者として受けている施設が10施設あるんですが、毎日配達ではないんですけど、いろんな文書を取りに行ったりとかで施設が増えたことによって巡回に時間が掛かる。また、いろんな報告関係の受付、そういった整理とかで、もろもろの事務ということで把握しております。

それと航空音楽隊のほうですが、正式に決定をいただいたのは今年度に・・・4月だったです

かね、当初予算に上げられなかったんですが、これから8月1日の広報でお出ししてですね、市民の方に周知徹底を図るように考えているところでございます。

これも最初1度は断られたんですが、なんとかということ、ぜひということ、もう一度お願いして来ていただけるという経過でございますので、ちょっとずれこんだということでありませぬ。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） すいません。2点お伺いします。文化スポーツ財振興財団の事務局の関係の人件費の内訳ですね、今、コーディネーターの方とか事務局長とか、個別いくらくらくと示していただけるなら示していただきたいんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 概ね、今の447万3,000円の内訳でよろしいですか。

（藤井副委員長「はい」と呼ぶ）

○文化学習課長（木村幸代志） コーディネーターという分で約210万円、事務局長の勤務日数増により80万円、パート、嘱託さんの分で150万円程度の増の積算になっております。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） コーディネーターの方の約210万というのをざっと12で割ると17万5,000円というのが、ざっとですけど出てきたんですけども、これは財団の職員の給与表との関係ではどうなりますかね、長年勤められている方とか、いろいろおられると思うんですけども、その方々の人件費と比較して、適正なところなのか、ちょっと高いのか、そういったところはどくなっておられますか。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） ざっと210万といいますけど、4月からではなくて、最短で7月からになりますので9カ月ですね、そうすると一般の市や財団の嘱託職員よりは、ちょっと高い金額を設定しております。そういった即戦力の専門家ということで。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） その部分がですね、財団で長く働かされている方もおられるわけですから、特殊と言いますか専門職みたいな形ですから、当然賃金の差が発生するというのは理解する部分はあるんですけども、そういった長年働いている方々への感情と言いますか、そういう部分には配慮をですね、していただいたうえで、このコーディネーターの方がですね、仕事を力を発揮できるような体制づくりというのが必要になってくると思いますので、その点については十分対応していただいて、これは答弁は結構ですので要望とさせていただきます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑は終わります。

それでは、次に「第2表、債務負担行為補正」の審査に入ります。

4ページをお開きください。

「福岡都市圏南部環境事業組合一般廃棄物処理事業債（平成25年度繰越明許分工事費等）」について説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（田中 縁） 補正予算書4ページの「第2表、債務負担行為補正」の追加、福岡都市圏南部環境事業組合一般廃棄物処理事業債についてご説明いたします。

今回の補正は、可燃ごみの焼却及び埋立処分を共同処理するために、本市及び福岡市、春日市、大野城市、那珂川町の4市1町で設立しております福岡都市圏南部環境事業組合において、平成27年3月に借入を行いました一般廃棄物処理事業債、総額は68億1,250万円の償還に係る債務負担の追加でございます。

対象事業としましては、現在、建設中の福岡都市圏南部工場、及び最終処分場の建設工事に係る事業費の一部として、先ほどの金額に利息も含めまして合計で71億2,700万円ほどになります。この内、南部環境事業組合の中で負担割合をそれぞれ決めておりますが、本市負担割合の15.8%に相当する11億2,615万円のうち、平成28年度以降の負担額11億2,110万円を、今回債務負担行為額として計上しております。

なお、償還期間は平成27年度から41年度までの15年間となっております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑は終わります。

以上で「第2表、債務負担行為補正」の説明、質疑を終わります。

これで議案第52号の当委員会所管分について審査を終えますが、質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで説明、質疑を終わります。

討論を行いたいと思います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第52号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） これから全体をとおして意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで意見交換を終わります。

以上で当委員会に審査付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います、これにご異議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認めます。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午前11時15分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成27年8月24日

環境厚生常任委員会委員長 小島 真由美